

令和4年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年8月25日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和4年8月25日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第42号議案

令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

第43号議案

令和4年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）について

第44号議案から第49号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申について

(2) 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	浜 佳 葉 子 (欠席)
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千枝子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	浜 佳 葉 子 (欠席)
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
都立学校教育部長	村 西 紀 章
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美貴子
教育政策担当部長	秋 田 一 樹
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【山口委員】 ただいまから、令和4年第12回定例会を開会します。

本日は、浜教育長が御欠席ですので、教育長職務代理者として私が議事進行を行います。

本日は、朝日新聞社ほか2社からの取材と、6名の傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【山口委員】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【山口委員】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【山口委員】 6月16日の令和4年第9回定例会議事録及び6月23日の令和4年第

10回定例会議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、6月16日の令和4年第9回定例会議事録及び6月23日の令和4年第10回定例会議事録については承認を頂きました。

7月28日の令和4年第11回定例会議事録を配布していますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと思います。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第43号議案から第49号議案まで、及び報告事項（3）につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第42号議案

令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

【山口委員】 それでは、第42号議案「令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について」の御説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは説明させていただきます。

本日は、都立高校、それから都立の中等教育学校の後期課程、そして都立の特別支援学校の高等部、いわゆる高等学校段階において、来年度、令和5年度に使用する教科書の採択について、御審議、決定をお願いしたいと思っています。

まず、議案資料の1にありますように、教科書の内容や、これまでに都教育委員会で作成しました教科書調査研究資料、そして各都立高校等による選定状況などを総合的に判断して、来年度に各都立高校等で使用することが適当である教科書について、学校ごとに採択を行っていただくものです。

初めに、学校における教科書の選定の流れについて、あらためて説明をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。この1 から3 までに記載していますが、各都立高校等におきましては、校長の責任、そして権限の下に、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置しまして、教科書の調査研究を行い、各学校における生徒の実態等を踏まえまして、最も適切な教科書の選定をこれまでに行っていきます。なお、この調査研究に当たりましては、先日の教育委員会で提示させていただきました、私どもの作成した教科書調査研究資料等を活用しています。

4、5 ですが、各学校からは、選定結果について具体的な選定理由とともに、私ども教育庁指導部への報告がありました。指導部におきましては、教育課程等との照合など確認をしまして、必要に応じて指導を行ってまいったところです。

1 ページに戻りまして、2 です。各学校による選定状況の概要を一覧にしています。まず(1)、主に低学年・中学年で使用する、これは高等学校でいいますと1年生、2年生が中心となりますが、いわゆる新しい学習指導要領に基づく教科書について、この数を表にしたものです。選定した教科書、種類の合計ですが、まず検定済教科書が並んで、右側に合計489種類の教科書があります。また、その下に小さい四角で、文部科学省著作教科書、文部科学省が自ら作成した教科書ですが、これが22種類で、総合計と右下に書かれていますが、511種類があります。

実際にはこの採択一覧、別紙で付けていますが、非常に分厚いものなので、抜粋したもので後ほど説明をさせていただきたいと思っております。

2 ページの(2)です。こちらは高学年、主に3年生が使用する教科書ですが、3年生は新しい学習指導要領に入らないで、これまでの学習指導要領に基づくことになっていますので、こちらは別途これまでの学習指導要領に基づいた教科書の一覧で、同じように検定済教科書が607、文科省著作教科書が28、合計635種類、これらを採択していただきたいと考えています。

それでは、ここからは学校ごとの選定状況の資料になりますが、抜粋版です。

まず、別紙1に、各都立高校と都立中等教育学校後期課程で選定された教科書の資料をまとめてございます。次のページに各学校そして課程のいわゆる目次に当たるも

のがざっと並んでいまして、全ての目次が終わった後から、各学校、各課程別に、選定されました教科書の一覧が掲載されています。別紙1の1ページ目は例として、一番最初の一橋高等学校の定時制の選定一覧となっています。これを基に説明をさせていただきます。

まず、各教科そしてさらに教科の中に科目がありまして、それぞれ科目ごとに、どの教科書を選定したかという表になっていまして、発行者の略称、教科書記号番号、教科書名が並んでいます。2ページにわたって記載しています。これらが全ての学校、全ての課程というふうな形で、資料の方にはまとめてございます。

次に別紙2、こちら都立特別支援学校の高等部の教科書の選定一覧で、同様に学校名と、こちらは教育部門、いわゆる障害種ですが、教育部門ごとに目次になっていまして、一番最初の文京盲学校の例ですが、国語から順番に、同様に選定された教科書が掲載されています。なお、いわゆる一般図書については、本日採択の対象ではありませんので、いわゆる実際に発行されるか、発売されるかといった調整などがありますので、年度末にあらためてそちらについては御採択いただくことになっています。このような形で、各学校並んでいます。

以上がいわゆる議案の資料ですが、本日、あらためて参考資料として、都立高校と都立中等教育学校後期課程の共通教科について、各科目別に、どの教科書がどのくらいの割合で選定されているかといったことを、こちらで示させていただいています。

参考資料の1ページの表は、各科目別に、一番選定の多かった教科書発行者と教科書記号番号を記載した表です。上から、国語だったら「現代の国語」でいいますと、235課程で17種の教科書がありまして、その中で、第一というのは第一学習社の略称ですが、現国713という教科書で、「現代の国語」で一番多く選定された教科書のみをここに記載していまして、隣には昨年度の一番多かったものを参考に記載しているというものです。

2ページ以降が、それぞれあらためて科目別に、どの教科書発行者が一番多いかを円グラフで表したものになっています。

例を挙げて説明いたしますと、まず国語の中で、「現代の国語」というところを御覧いただきたいと思います。「現代の国語」につきましては、新しい学習指導要領で

新設された科目として、実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成するといった目標で定められている科目で、いわゆる必修科目、全ての学校で必ず履修する科目となっています。全部で235の課程で、8者の教科書発行者からそれぞれ教科書を選定されていまして、第一学習社という発行者が出している教科書が4種類ありますが、その中で青い色の網掛けをさせていただいているこの『高等学校 現代の国語』というのが、36学校36課程で選定しており、一番多いということが分かるようになっています。このように、全ての科目をこういった形で円グラフで示させていただきます。

次に、社会科で説明をいたします。6ページをご覧ください。これは「日本史探究」という科目です。こちら新しい学習指導要領で新設された科目として、「日本史探究」とは、我が国の歴史の展開に関わる諸事情について理解し、よりよい社会の実例を視野に、歴史的経緯を踏まえ、現代の日本の課題を探究すると。いわゆる暗記から、より考えて、自分自身が様々な今後の在り方を考えていくというような視点で、新たに設定された科目です。こちらは山川出版社という会社の『詳説日本史』が88の学校・課程で、一番多いと示させています。

このようにずっと続きまして、19ページがいわゆる旧課程の選定状況です。平成21年度告示ですので、前の教育課程、主に3年生で使う教科書の一覧で、同様にこちらにもこのような形でグラフを示させていただきました。参考にさせていただければと思います。

いずれにしても、全ての学校で生徒の実態を踏まえ選定された一覧表について、一括で御採択、御審議をいただきたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

【山口委員】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありますか。

新井委員。

【新井委員】 先日、教育委員会の方で教科書を研究して、いろいろまとめたのだいたと思うんですけども、例えば男女の伝統的な役割分担を助長するというか、無批判に書いてあるようなものというのが、過去の作品だとどうしてもそういうのはあると思うんですけども、そういうことをお示した時に、学校側でこういうの

を教える時には、こういう注意をしたいと思いますというようなフィードバックはあったのでしょうか。

【指導部長】 御指摘いただきましたように、いわゆる作家や著者に対して、男女比を新たに合格した国語の全ての教科書について付けさせていただいた資料を各学校に提供しています。

各学校では当然それらを参考にしつつ、いろいろな視点から、いわゆる生徒の実態や教育課程、目指すべき学校の在り方等を踏まえて、最も適切なそれぞれの教科書を選定していると思っていますので、直接男女比だけで選定の理由にしたという学校はないと思いますが、いずれにしても各学校で参考にしていると捉えています。

【山口委員】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。――

〈異議なし〉――それでは、本件につきましては原案のとおり承認いただきました。

報 告

(1) 第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申について

【山口委員】 それでは、報告事項(1)「第4期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成26年6月に成立しました、東京都のいじめ防止対策推進条例に基づいて、教育委員会の附属機関として設置されている機関です。所掌事項の一つとして、教育委員会の諮問に応じて、都内公立学校のいじめ防止対策の推進に当たっての調査、審議をして、答申をいただくということが定められています。この委員会は、2年ごとの任期になっていまして、これまで8年にわたり設置していますが、この直近の2年間は第4期ということで、今回答申をいただいたということです。

諮問は、2年前に教育委員会で決定していただいたものを示させていただいていま

すが、概要版の一番上に掲げています、「都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策」について、こちらからは具体的な調査の結果でデータをお示しして説明し、その他のデータを踏まえて、様々御協議いただいて御審議いただくということです。

なお、この2年間で、私ども都教育委員会は、第3期の委員会の答申を踏まえまして、「いじめ総合対策」という冊子を作成しまして、必ず全ての学校で取り組む内容を18項目で示すなどして徹底を図ってきています。そういった徹底の具合というものを毎年調査しまして、それらの結果をこの第4期の委員会に示して、御審議いただいたという経過です。

内容については、実際の答申の本文を幾つか見ていただきながら説明をさせていただきます。

まずは目次です。大きく二つの章からなっています。第一が、現状と課題です。学校の取組について、どういったところに成果があり、どういったところに課題があるか、主に6つの視点から検証していただきました。

そして、大きく第二で、それらの成果・課題を踏まえて、今後の在り方という形で、7点の方針が示されたところです。

2ページ、3ページに、ただいま私が申し上げた平成26年6月の条例制定からの流れが書かれていまして、ここからいわゆる成果と課題になっています。6つのポイントごとに成果と課題が示されていますので、薄緑の四角になっているところがそれぞれのポイントの概要となっていますので、こちらで説明します。

まず、「軽微ないじめも見逃さない」という視点です。いじめの定義をしっかりと踏まえて、子供たちの状況を把握していくという視点ですが、9割を超える学校が、ここに規定する定義に基づいて、確実にいじめを認知していると学校としては捉えています。その一方で、約2割の学校がいじめの認知件数ゼロということから、やはり更にこの認知について、定義を含めて確認をして、しっかりとくみ取っていくことが必要であると示されています。特に、心身の苦痛を感じていないという状況は、感じていないということはいじめがないということですが、逆に感じているということがいじめになるということで、全てを網羅していく必要があるといったような答申

をいただいています。

次の（２）のポイントです。教員一人で抱え込まないで、組織的に取り組むという視点ですが、こちらも全ての学校で策定されている基本方針が実情に即しているか点検し、見直しを行っているという回答をしています。また、小さな事案でも、担任からこの委員会に報告が上がり、そこでどういう対応をするかと協議している学校は9割に上っているという結果が出ています。一方で、その学校いじめ防止基本方針にどのような計画が書かれているか、教員一人一人が知っていますかということになると、7割程度ということになっているといったことから、やはり学校で定めた方針を全ての教員が自分の中でしっかりと理解できるようにしていく、そしてそれを踏まえて実効性のある取組をしていく必要があります。そのためには、日常的に教職員でしっかりといじめ問題等について話し合うことができるような関係性が必要であるといったことが書かれています。

次に、「相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す」という視点です。いじめられた児童・生徒の相談状況としては、当然日常的に関わりの深い学級担任への相談が最も多くなっています。それに加えて、スクールカウンセラー、養護教諭等の活用も図られているという実態が見えてきています。一方で、いじめられたけれども、誰にも相談できなかったという児童・生徒も一定数います。やはり相変わらずなかなかいじめについては大人には相談しづらいというような実情があることを踏まえて、更に教職員がSOSを受け止める、そして受け止めた上で支援する、そういった力を高めるとともに、家庭や関係機関と連携することによって、子供が安心して相談できるようにしていくことが重要だという指摘を受けています。

次に、「子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにする。」、主体的に自分たちでよりよい環境をつくっていくという視点ですが、こちらも道徳や学級活動等で、いじめの問題等を取り上げまして、指導を行ったり、子供たちが主体的な活動を行ったりすることについては、全ての学校で実施しているという回答が得られています。一方で、実際授業を年間3回以上計画して、しっかりと実施している学校は7割程度に留まっているということから、やはり年間を通じた計画性のある取組をしていくことが必要だという指摘を受けています。

次に、「保護者の協力・理解を得て、いじめの解決を図る」という視点です。学校のいじめ防止基本方針はホームページで公表するということを、私どもとしては徹底を図ってきました。一方で、一人一人の教員が保護者に自分の学校のいじめ防止基本方針を説明できるかという、半分程度であるという残念な結果が出ている。一人一人の教員がそういった内容を保護者に伝えられるようにするために、私どもはいわゆる保護者プログラムというものを一昨年度に開発して、プレゼンテーションの形で各学校に配布していますが、そういったものの活用を更に広めていくこと、学校の発信がしっかりと保護者に伝わっているのか、どのような受け止めをしているのかということを確認して、更に分かりやすく伝えていくことが必要だという御指摘を受けています。

6番目、最後の視点ですが、「社会全体の力を結集していじめに対峙する」という視点です。主に地域の関係機関との連携の視点ですが、やはり犯罪性が高い事案については、8割程度の学校でどうやって対応するかという対応の仕方が分かっていて、例えば警察を含めた関係機関との連携であるとか、全ての学校に設置されている外部有識者からなる学校サポートチームの活用が進んでいるという実態はありますが、この学校サポートチームが実際にどの程度機能しているか、そして学校サポートチームの役割を教員が理解しているかという、7割に達していないので、全ての教員の意識を高めて、外部の専門家等に積極的にお力をいただくといった姿勢が必要だと示されています。

都教育委員会では、こちら地域プログラムというものを開発していますので、これらの活用が必要だと指摘を受けたところです。

これらの成果・課題を踏まえて提言がありました。1ページの概要を基に説明させていただきます。

四角囲み右側の濃い緑の中に、薄い緑で7つの方策が示されています。こちらの提言を受けています。

第1に、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討」です。つまり、小学校と高等学校と同じではないだろうという視点も必要だと。子供の成長に応じた指導が必要だということです。

第2に、「教員が元気になるような研修、学びの場の創出」です。どうしてもいじめという、教員にとっては非常に重い課題になってしまいますので、そうではなく、しっかりと自信をもって教員が対応できるようにしていく工夫が必要だということです。

第3に、「特別の教科 道徳の授業、特別活動の質の向上」により、子供自身の意識を変えていくことです。

第4に、「SOSの出し方に関する教育の見直し」を図り、更に充実させることです。

第5に、「いじめ問題に対する現状や課題等の把握」により、改めてもう少し詳しく、データの取り方も含めて検討することです。

第6に、「専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進」です。

そして、第7に、いわゆる法で規定されている重大事態に対する事例を研究して、こういったことを未然に防止するという方策等を明らかにしていくことなどが示されています。

特にこの第6の、専門家の力の活用につきましては、学校や保護者がいじめの早期解決に向けて、なるべく初期の段階から弁護士であるとか精神科のお医者様、あるいは心理士等のサポートを受けられるような相談体制を構築できるような検討を行うといったような提言が挙げられています。

私どもとしましては、この答申を踏まえて、都内の全ての公立学校で更なる取組を行い、着実にいじめ対策が進められるよう指導・助言を行っていきたいと思っています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【山口委員】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見等ありましたら申し上げます。

新井委員。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。また、報告書等、大部なものをおまとめになる努力、大変感心していますし、有識者の先生方にも多くの時間を使っていたいただいと認識しています。

さて、私はこれを拝見させていただいたんですけれども、やはり抽象的な内容がとでも多いので、先生方お一人お一人がそれを手にして読んだ時に、自分のクラスで、あるいは学年で、クラブ活動で、こういうことが起こったら、これに該当するからこれなのではないかというようなことが分かるのかしらというと、先生によって受け止め方が違ふとかいうことが起こるんだろうなと思いました。

私からの提案ですけれども、私のような大学教員は、年間でコンプライアンス研修とかセキュリティ研修のように、何回か研修をすることが義務付けられています。その良い点は、多忙な中、全員が集合研修に出にくいという状況の中で、全員がオンラインで受けられるということや、自分の時間の中でそれをやることができるということや、具体的なシーンがよく分かる、シナリオが書かれているので分かるということと、先生ごとに理解度というののテストのようなものが入っているので、理解度がどれぐらい学校内でばらついているかということが分かるというようなメリットがあります。例えば、私はいじめのことはよく分かっていると一番最初の冒頭のアンケートで答えたとして、幾つか設問があつて、その正答率があつて、このぐらい分かっていないから少し勉強しましょうという形で勉強をして、一番最後にもう一回確認テストがあつて、そのことによって認識が上がつたということがあつたならば、そのことが研修の効果としてすぐに測ることができます。

一方、集合研修の場合は、アンケートでよく分かつた、役に立つたなど、そういうことしか言えないので、本当にそのことが各事案に対する対応力として測れるかというのと、そうでない面もあります。

ですので、各教員や、場合によってはスクールカウンセラーの方もそうですけれども、あとは管理職向けや、何か事例があつたら、こういう事例があつたらどういうふうにすればいいか、これというのはいじめに該当するかしらないかというようなことを認識するということと、いじめと分かつたらその後、次に何をするかということですよ。それが、両方に握手させて、もう仲直りねと言って終わりにさせるというのではなくて、少なくともまずチームで対応するということが必須ですというようなことで、こういうことがありましたというのを必ず言う場があつて、そこに一回上げるということが学校では義務付けられています、あなたはそれをしていきますかというよう

なことは、きちんと秩序立っているといいと思います。そんな典型的なことをしてどうするという御意見も、いじめというのはもっと心の問題だから、そんな典型的なことでは駄目だろうという御意見ももちろんあると思うんですけども、まずは型から入るということもすごく大事なことだなと思っていて。

いじめに関する研修を、紙と集合研修からオンラインの研修に切り替えていくということも必要かなと思う次第です。これを東京都だけで開発するとコストが大変なので、ある意味チームというカテゴリーをつくって、例えば首都圏、関東など、幾つかカテゴリーをつくって、皆さん同じことを必要とされているので、皆さんでつくって、それをみんなで使っていくというふうにすると、コストも削減できるのかなと思いました。以上です。

【指導部長】 ありがとうございます。非常に大きな課題と感じていまして、私どももこういった対策を様々作り、常に示してきているんですけども、私どもとしては、示したんだからもう分かっているだろうと、どうしても言いたいところですけども、やはり教員は様々な課題がありますので、担当からすればやっているよと言いたいところですが、そうではないという実態は様々報告されています。私たちもどうすればよいかということで、例えば視覚的に分かるような18の項目で示したり、チェックリストという形で教員が常にそれで自分が分かっているかを確認するようなものを作ったりしていますが、やはり例えばテスト形式というのは一つの在り方として有効かなと思っていますので、今後更に一人一人の教員の理解をどのように高めていくか、進めてまいりたいと考えています。ありがとうございました。

【山口委員】 北村委員。

【北村委員】 非常に大切な問題に対して、いろいろと検討を重ねていただいています。このことについて御礼を申し上げたいと思うんですが、今、新井委員がおっしゃったことを、是非検討していただきたいなと思うんです。実は僕自身も、最近研究倫理に関するコンプライアンスのオンラインのテストをやったばかりですけども、ポイントは、やはり具体的な場面があるんですね。例えば、研究室で教授がここのデータをもうちょっときれいにしろよなどと言われたのに対して、助教の人はこう対応したら、それが実はこんな問題ですなど、お金の処理に関して、年度末が近いんで業

者にこういう発注をしたけれども、商品が実際には年度内には納品されなかった、それはどういうことなんでしょうかなど、すごく本当に具体的です。

このいじめでも、例えば、非常にみんなとの輪を乱すような態度を取っていた子がいた。あの子がいると本当にものが進まないから困るよねと言って、ほかの子たちみんなまでやってしまった。これはいじめなのかとか、具体的なケースがあることによって、先生方はそれに近い状況を見た時に、あのテストで出てきたこの状況だなというのがやはり思い浮かぶわけです。それは、恐らくその冊子の中に全部入っているんですけども、その冊子から一つずつを見つけ出すのが大変なので、オンラインでそういうテスト形式になっていると、非常に残るんです。

結局、自分たちの普段やっている研究活動の中で、僕らは改ざんはしないですけども、でも何かちょっと学生指導に対して、そういう学生に対する話し方はパワハラですよ、アカハラですよというのが頭に残っているんで、実際の場面になった時にちょっとくっと止まるというか、そういうのがあると思いますので、せっかくそれを作られて、多分その中に全部入っているので、それを是非。オンラインでテストだけでもいいぐらいです。テストをやって、全問正解しないともう一回受けろというパターンが多くて、面倒くさいんですけども、やっているとしたら3回ぐらいやれば大体全問正解するようなパターンがよくあるんですよ。そのぐらいだと15分ぐらい、長くても20分ぐらいですかね。僕らが大学でしているのは、15分～20分ぐらい時間をかければできることなので、冊子を読むより、多分それを15分～20分オンラインで何回かトライ・アンド・エラーしてやるぐらいの方が、実際に頭に残るのではないかなど。本当にすばらしい御提案だと思ったので、是非これは実現していただきたいなということで、申し上げたい。

あと、この報告書を見ていて一つ気になったのが、いじめに関する授業や生徒会活動への取組というのが、高校で低いんですよ。これは、もちろんほかにある種の人権教育のようなことなどをやっていて、それを必ずしもいじめというふうに捉えていないからなのであれば、それはそれでいいのかなと思うんですが、この辺りが数字だけ見ていると、なぜ高校で極端に低いのかというのが気になりまして。恐らく、いろいろな形で高校では、必ずしもいじめという言葉を使わずに、それに類するそういつ

た取組をされていると思うんですけども、そのことがこの資料だけでは分かりにくいところもありますし、逆に言えば、それならそれで高校では子供たちの発達段階にそれこそ合わせた時に、いじめという形だけで取り上げるよりも、人権の問題であるとか、社会環境の変化であるとか、経済的な問題とか、様々なものを踏まえて、人を差別したりすることの問題、そういったことについて考えて取り組んでいるんだとかということが見えてくると、よりよいのかなと感じました。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

【指導部長】 ありがとうございます。いわゆるテスト形式については、例えば東京都の職員が今やっているeラーニングという形の研修がかなり進んでおりまして、それが正にテスト形式で、私も受けるんですけども、やはり何問か間違えてしまうともう一回全部やり直しというのがありまして。テストの前にテキスト資料があったりして、もう一回そこで確かめて再度チャレンジすると合格するという形になっています。そういった仕組みも参考にしながら進めてというように思っています。

それから、高等学校の課題という御指摘だと思うんですが、確かに小学校の低学年と高等学校を比べると、いじめに特化して扱う時間というのは、どうしても発達の段階上少なくなっているというのは、これは自然な部分もあるとは思っています。一方で、やはり小・中学校でやっているだろうという前提で何もしないかというのと、そういうわけにはいかないということで、私どもとしては年に3回は、何らかの形で、要は1単位時間を使うということだけではなくて、ショートな時間で構わないので、意識付けをするように、そういったことは徹底させていますので、今後とも高等学校についても確実に行われるように助言してまいりたいと思っています。ありがとうございました。

【山口委員】 宮原委員、どうぞ。

【宮原委員】 報告書をありがとうございました。今、新井委員、北村委員がおっしゃった意見に全面的に賛成し、また高校生について私も伺おうと思っていました。高校生はなかなか忙しくなるので、授業の時間を取るとというのが難しいのかもしれませんが、北村委員がおっしゃったように、いじめに関する授業や生徒会活動への取組というのが異様に低かつ

たので、それについては少し東京都としてもしっかりと確認した方がいいかなと思いましたが、それ以外、2点、細かいのですけれども、確認させていただきたいことがあります。

一つはスクールカウンセラーについて、答申でも活用するよというお話が出ていますけれども、設置について、特別支援学校だけ100%ではないようなので、こちらについて何か理由があるのかということをお一つ教えていただきたいのと、それから保護者への積極的な情報開示ということで、この報告書だと、ホームページに公表しているからいいですよというような感じに見えてしまうので、それだと恐らく周知したことは必ずしもならないかなと思いますので、保護者と学校がどういう信頼関係を築くかということも、いじめ問題について一緒に考えていくというのはとても重要なので、先ほどプログラムがあるとおっしゃっていましたので、是非活用していただきたいのと、もう少し保護者に対する働き掛けとか認知、周知の徹底ということについては、対策を取ってもいいのかなという、この2点です。

【指導部長】 まず1点目ですけれども、私どもとして、現在全ての学校にカウンセラーを配置しているのは、小・中・高等学校ということにして、特別支援学校の配置は一部ではしていますが、全部はしていません。と申しますのは、例えばそれぞれの障害種に応じて、臨床発達心理士など、スクールカウンセラーに代わる体制、それから教員の相談力も含めて、整っていると考えています。一方で、やはり心理の専門家が必要だというような声もありますので、モデル的に配置をして、それを検証しているところですので、改めてそういったことについて御報告する機会があればと思っています。

2点目については、正におっしゃるとおりですので、更に徹底をしてまいりたいと考えています。

以上です。

【山口委員】 秋山委員。

【秋山委員】 答申ありがとうございました。話はちょっと変わるんですけども、私は障害の施設に10年ほど勤めていて、その際に一人の子供に、医師、リハ、看護、栄養と、多職種が関わって療育をします。障害のみならず、全ての子供に多くの大人

が関わって問題を解決するというようなイメージが、必要ではないかと思っています。いじめに関しても、6番の専門家の活用を、身近に感じられるようなイメージをすることが必要です。たとえば、いじめられた方もいじめた方にも、バイオ・サイコ・ソーシャルの視点で情報収集し、保健・医療・福祉や、スクールソーシャルワーカーを使って、みんなで解決しようよというような組織づくりが必要だと思います。それがイメージできるような形になればいいなと思います。

以上です。

【指導部長】 ありがとうございます。正にチーム学校という言われ方をして、いわゆる教員だけではなく、様々な外部の力を活用するという事は、こういったいじめの問題について最も重要な視点だと思いますので、更に広げられるように推進してまいりたいと思っています。ありがとうございます。

【山口委員】 ほかに御質問・御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会について

【山口委員】 それでは、報告事項(2)「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会について」の説明を、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 よろしく申し上げます。令和4年7月31日から8月4日にかけて開催しました、第46回全国高等学校総合文化祭東京大会について報告いたします。

最初に、教育委員の皆様におかれましては、会場にお越しをいただいたり、あるいはオンラインで御視聴いただいたということで、あらためて感謝を申し上げます。

資料ですが、上段左側、東京大会の概要を御覧ください。

東京大会では、高校生が日頃の活動の成果を最大限に発揮し輝く、その姿が多くの人々の希望の光となる、オリパラレガシーによる運営を進め、多様性を尊重する生徒を育成する等を目指して、生徒が主体となる企画運営を進めてまいりました。

右側です。秋篠宮皇嗣同妃両殿下並びに悠仁親王殿下に御観覧を賜り、7月31日に

は総合開会式及びパレード、8月2日と4日には各部門へお成りになられました。

次に、資料の下段左側を御覧ください。

総合開会式とパレードにつきまして、記載のとおり開催をしました。総合開会式の第三部では、開催地発表として、公募で選ばれました都内の国公私立の高校生と特別支援学校の生徒約40名によります、オリジナルミュージカルを上演しました。この脚本につきましては、キャストの生徒の個々の思いや実体験を基に構成をしたものでした。

続きまして、右側です。各部門について記載のとおり開催をしました。中でも特別支援学校部門につきまして、東京大会では特別支援学校の生徒が各部門大会に参加する形で開催をしました。例えば美術・工芸などの展示部門では、高等学校の生徒と特別支援学校の生徒による合同展示を行い、多様性を尊重する態度の育成につなげることができたと考えています。

なお、次の資料として、今、御覧いただいているかと思いますが、参考資料として、東京都から参加した学校の部門大会の結果をまとめています。延べ数では、都立高校が8校、それから私立及び国立高校が21校受賞をしています。

東京大会に向けては、コロナ禍での準備、そして開催となりましたが、運営に当たります生徒や、出演した生徒たちは、準備の段階でもオンラインを活用するなど、工夫を凝らして企画そして検討、また練習などを重ねてまいりました。各会場では、感染症対策を講じるとともに、オンラインでの配信も行いまして、会場での密を避けるとともに、高校生が全力で取り組む芸術文化の魅力を広く発信することができたと考えています。さらに、オンデマンドで生徒の発表をこの後も更に発信してまいります。

今後は、東京大会で得られました成果を生かして、文化部活動のより一層の充実に努めてまいりたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【山口委員】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見ありますでしょうか。
北村委員。

【北村委員】 どうもありがとうございます。僕自身は当日の場などには行くことができなかったんですけども、オンラインでミュージカル等視聴させていただきま

して、非常に感動しまして。高校生たちが、この大変な状況の中でも、思いっきり自分たちを表現している姿は素晴らしいものがありましたし、それをしっかりと、こうした大会を運営してくださった、そのことについてまず御礼を申し上げたいと思います。本当に事務局の方々が非常に御尽力くださったと感じています。

せっかくああいう形でオンラインで、今後もオンデマンドでいろいろ視聴できるようになるわけですが、これは今後もずっと見ることはできるんですか。この子たちにとっては非常に良い思い出になるものですし、どういう形で映像資料として残していくのかというのはあるかと思うんですけれども、できるだけ多くの子がそれを見たりすることが今後もできたり、あるいは何らかの形でそれを残していくことができるような、今後のフォローについても少し御検討いただきたいなど、あるいは御検討いただいているのでしたら御説明いただければなと思いました。

【指導推進担当部長】 本当に、できるだけ多くの生徒や、あるいはそれ以外、中学生も含めて、裾野を広げていくという意味でも活用したいと思っていまして、いろいろ契約がありますので、まずは今年度いっぱいではありますけれども、次年度以降も継続して見られるように、今、検討しているところです。

【山口委員】 ほかに御質問・御意見ありますでしょうか。

秋山委員。

【秋山委員】 関係者の皆様、本当に御苦労さまでした。立派な大会ができていて、実際に足を運んで感激しました。本当にありがとうございました。私は郷土芸能の部門を見に行っただけなんですけれども、今回和太鼓の部門で、都立南多摩中等教育学校が賞をもらったことも大変うれしく思います。あれだけ素晴らしい競技の中で賞をもらうというのは大変なことだなと思いましたので、本当に素晴らしいと思いました。

この郷土芸能部門は、この和太鼓の部門と、もう一つ、伝承芸能の部門がありまして、東京都は残念ながらそちらの方はエントリーがなかったというので、少し寂しい気がしました。しかし、実際には学校現場でも、伝承芸能に関していい取組をされていると聞きましたので安心しました。

今回、その伝承芸能を見て、全国の各地域の子供たちが、地域の郷土芸能を伝承していってくれているということも目にして、いいなと思いました。東京にも、恐らく

伝承芸能がたくさん残っていると思います。後継者がいなくなっているという課題も耳にします。今後、消えていかないように残していくか、あるいは今あるものを記録に残していくなどの、生涯学習の意味で取り組んでいくのも必要かなと思いました。

以上です。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。御覧いただいたことも併せて感謝します。

お話の点につきまして、伝承芸能につきましても、例えば文化プログラム等々を設置して、学校や地域を支援するというような取組も行っていて、例えば太鼓以外にも、手描友禅や、雅楽、葛西囃子、車人形等々、それぞれの地域に応じた伝承芸能を行っています。これらを継続していくことも重要だと思いますので、引き続き支援をしていく方策について検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

【山口委員】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月8日(木) 午前10時

教育委員会室

【山口委員】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、9月8日木曜日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【山口委員】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきまして9月8日に開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉
——日程そのほかに、何かありませんでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時53分)